

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 番 号

2 業 務 名 避難行動要支援者の個別避難計画作成業務

3 履 行 場 所 壱岐市

4 履 行 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

5 業 務 委 託 料 ○計画の新規作成 1 件当たり 4,000 円
○計画の更新
・計画書の項目 1 又は 5 を修正した場合
1 件当たり 1,000 円 (※上限 1,000 円とする)
・計画書の項目 2, 3, 4, 6, 7 を修正した場合
1 件当たり 2,000 円 (※上限 2,000 円とする。)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約保証金 免除

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

発注者 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地
壱岐市
代表者 市長 篠原 一生 印

受注者

印

(総則)

第1条 受注者は、別紙業務仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の期間内に頭書の業務を完成しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 発注者は、この契約の目的物の引渡し前においても受注者の承諾を得て、これを使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(一括委託又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の調査等)

第4条 発注者は、必要に応じ、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は、報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受け、その賠償を請求したときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(期間の延長)

第6条 受注者は、その責に帰することの出来ない事由により履行期間内に業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を附して履行期間の延長を求めることができる。

ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(損害に係る経費の負担)

第7条 業務の処理に生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に係る経費は受注者が負担する。

ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害に係る経費は発注者が負担し、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅延の場合における違約金)

第8条 受注者の責に帰する事由により、履行期間中に業務を完成することができないときは、その事由を附して履行期間延長願を発注者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、履行期間経過後に完成する見込があると認めたときは、違約金を附して履行期間を延長することができる。

3 前項の違約金の額は、業務委託料に対して延長日数に応じ年利2.5%の割合を乗じて計算した額とする。

4 発注者の責に帰する事由により、第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた

場合は、受注者は、発注者に対して年利2.5%の割合で延滞利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務が完成したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、目的物について修正を命じられたときは受注者は遅滞なく修正をおこない、再検査を受けなければならない。この場合は、前2項の規定を準用する。

4 前項の修正に要する経費は受注者の負担とし、修正に要する期間が頭書の履行期間(第6条の延長期間は勿論のこと第8条第2項の発注者の承認した延長日数を含む。)を超過する日数については、その日数に応じて第8条第3項の規定を準用し、違約金を徴収する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該目的物を発注者の指定する場所において発注者に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求する。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日経過後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第9条第3項の再履行又は第12条第1項の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行がなされないとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 受注者に重大な法令違反の事実があることが判明し、この契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第16条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約不適合責任期間等）

第12条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条文において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨

を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日まで前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 全各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当あることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条及び第11条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第14条 受注者は、この契約に関して、第11条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条の2第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(協議解除)

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第5条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除等に伴う措置)

第17条 発注者は、この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第11条、第11条の2又は第13条第1項第2号若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第15条又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(相殺)

第 18 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(秘密の保持)

第 19 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第 20 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、壱岐市財務規則（平成 16 年壱岐市規則第 32 号）の定めるところによるものとし、この契約書に定めていない事項で必要な事項は、その都度発注者と受注者とが協議の上定めることができる。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 受注者は、その責に帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責に帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第13 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項及び関係法令に違反した場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

注1 「発注者」は委託者である壱岐市（実施機関）を、「受注者」は受託者を指す。

2 委託等の内容に合わせて、適宜必要な事項を追加若しくは変更し、又は不要な事項を削除することができる。

3 当該個人情報取扱特記事項は、契約書の一部として契約書に綴じ込み割り印を押印すること。